

「自殺対策行動計画」の策定にあたって

平成10年以降のわが国は、急激な社会情勢の変化や経済的な不安などから、自殺による死亡者が増加し、一時は3万人を超えるなど、社会問題として広く認識されるようになりました。これに対し、国は、平成18年に自殺対策基本法を制定し、国を挙げて対策に取り組んだところであります。しかしながら、自殺者数は減少に転じたものの、依然として、毎年2万人を超える現状にあります。



このような中、平成28年に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村が、自殺対策計画を策定することとなりました。

本市においても、これまで、第2次白山市健康プランのもと、基本目標の一つである「心と体の健康づくり」に取り組む中、心の健康に関する相談体制を整え、精神疾患への正しい理解を促すなど、市民が主体的に心の健康づくりに取り組める環境づくりに努めてまいりました。

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、平成29年で7.96人と全国（16.52人）及び県（16.73人）と比べて半分以下ではありますが、毎年10名程度の方が自らの命を絶っている現状であります。このようなことから、誰もが「生きることの包括的な支援」として、自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、今般本市においても自殺対策行動計画を策定することといたしました。

今後は、この計画が実効性のあるものとなるよう、白山石川医療企業団、石川中央保健福祉センター、白山ののいち医師会など関係機関のご指導、ご協力をいただき、保健、医療、福祉、教育、労働その他各分野が有機的に連携した自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました白山市健康づくり推進会議の委員並びに関係機関の皆様方に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成31年3月

白山市長 山田 憲昭

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 趣旨	1
2. 位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 数値目標	3
第2章 白山市における自殺の特徴	5
1. 全国との比較	5
2. 年次推移	9
3. 対象群の把握	18
第3章 自殺対策の取り組み	19
1. 基本施策	21
① 地域におけるネットワークの強化	21
② 自殺対策を支える人材の育成	22
③ 住民への啓発と周知	24
④ 生きることの促進要因への支援	26
⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	28
2. 重点施策	30
① 高齢者の自殺対策	30
② 生活困窮者の自殺対策	32
③ 働く人の自殺対策	33
3. 生きる支援関連施策	34
第4章 自殺対策の推進体制等	37
参考資料	39